



木造住宅耐震改修費等補助金

耐震建替・住替に伴う除却補助

旧耐震基準から新耐震基準の住宅へ建て替え・住み替えて、既存住宅の除却工事に対する補助金です

旧耐震基準の空き家を購入後、除却して現地で建て替える方も対象です

補助額

最大45万円

補助率 ▶ 除却費用の23%



対象工事

- 01.旧耐震から新耐震基準の住宅への建て替えに伴い、既存住宅を除却する工事
- 02.旧耐震から新耐震基準の建物への住み替えに伴い、既存住宅を除却する工事
- 03.旧耐震基準の空き家を購入後、当該地で住宅を建て替えるための除却工事

受付期間

令和6（2024）年

4月1日【月】～11月29日【金】

補助要件

補助を受けるためには
右の全ての要件を
満たす必要があります

- 01.住宅の建築時期が昭和56（1981）年5月31日以前であること。
- 02.市内にある個人所有の一戸建て住宅であること。
補足：併用住宅は延床面積の半分以上が住宅であること
- 03.構造は木造で、階数は2階建て以下であること。
- 04.対象とする住宅に現在住んでいること。
又は、旧耐震基準の空き家を購入後、現地で建て替えて居住すること。
- 05.工法は特別認定工法以外の住宅であること。
- 06.耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満であると診断された住宅であること。
または簡易耐震診断の結果が7以下の評点であること。
補足：簡易耐震診断とは「誰でもできるわが家の耐震診断」のこと。
- 07.市内に本店を有し、解体工事業の許可を受けている者が工事を行うこと。
- 08.過去に耐震改修の補助金の交付を受けた住宅でないこと。
- 09.申請者は住宅の所有者で、市税に未納がないこと。

注釈：除却工事完了後、令和7（2025）年2月28日【金】までに実績報告書を提出してください。

申請・問い合わせ先 柏崎市建築住宅課 指導係

電話：0257-21-2291（直通）

FAX：0257-23-5116

Mail：kenchiku@city.kashiwazaki.lg.jp

〒945-8511

柏崎市日石町2番1号
市役所4階

市ホームページ

